（法第九条の四において準用する法第七条第三項の厚生労働省令で定める日）

第二十一条の十一　第十六条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第三項の厚生労働省令で定める日について準用する。この場合において、第十六条中「一月前（法第五条第三項及び第四項の申出にあっては二週間前）」とあるのは、「二週間前」と読み替えるものとする。　（新設）

（出生時育児休業終了予定日の変更の申出）

第二十一条の十二　第十七条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第三項の出生時育児休業終了予定日の変更の申出について準用する。　（新設）

（出生時育児休業申出の撤回）

第二十一条の十三　第十八条の規定は、法第九条の四において準用する法第八条第一項の出生時育児休業申出の撤回について準用する。　（新設）

（法第九条の四において準用する法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由）

第二十一条の十四　法第九条の四において準用する法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。　（新設）

一　出生時育児休業申出に係る子の死亡

二　出生時育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

三　出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

五　出生時育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子が出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

（法第九条の五第二項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十一条の十五　法第九条の五第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　出生時育児休業期間において就業することができる日（以下この条において「就業可能日」という。）

二　就業可能日における就業可能な時間帯（所定労働時間内の時間帯に限る。）その他の労働条件

2　法第九条の五第二項の規定により、事業主に対して、前項に定める事項を申し出る場合にあっては、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一　書面を提出する方法

二　ファクシミリを利用して送信する方法

三　電子メール等の送信の方法（労働者及び事業主が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　前項第二号の方法により行われた申出は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた申出は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4　事業主は、法第九条の五第二項の申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに提示しなければならない。

一　就業可能日のうち、就業させることを希望する日（就業させることを希望しない場合はその旨）

二　前号の就業させることを希望する日に係る時間帯その他の労働条件